

日液協第25～26号  
平成25年6月20日

会員各位

日本液化石油ガス協議会

液化石油ガス販売事業者等に対する梅雨期及び台風期における  
防災態勢の強化について（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の業務につき、多大なるご支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、経済産業大臣より、梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について当協議会に要請がきております。

つきましては、会員各位におかれましては、液化石油ガスにおける災害防止の観点から、保安確保に関し万全の対応をするよう下記について貴社内で周知徹底をしていただくとともに、十分な現場対応をお願いいたします。

敬 具

記

1. 豪雨などの風水害に起因した供給設備等の破損による液化石油ガスの漏えい及び高潮、河川の氾濫、土砂災害、竜巻等突風等のおそれのある地域にあっては、充填容器等の設置場所及び充填所等における容器等流出に十分留意するとともに、破損・転倒等が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すこと。特に、東日本大震災の被災地においては、避難者や仮設住宅の入居者の安全確保を図ること。その際、必要に応じて他の事業者等と協力体制を適切に構築すること。
2. 高潮、河川の氾濫、土砂被害、竜巻等突風等による被害が予想される箇所に設置されている供給設備等の巡視・点検の徹底、災害等に係る被害に関する情報の収集・伝達及び当該被害が予想される箇所の警戒体制の充実を図ること。特に、東日本大震災の被災地においては、避難者や仮設住宅の入居者の安全確保を図ること。  
また、巡視・点検に際して、作業員の安全にも留意し、大雨や台風の際には二次災害が発生しないよう注意すること。
3. その他別紙の「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」を踏まえ、適切な対策を講じること。

以 上

（発信手段：Eメール）

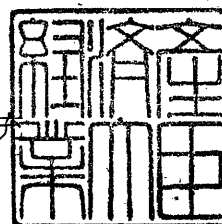
（担当：飯田・岩田）

経済産業省

20130531商第5号  
平成25年6月5日

日本液化石油ガス協議会  
会長 川本 武彦 殿

経済産業大臣 茂木 敏夫



液化石油ガス販売事業者等に対する梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

経済産業省は、平成25年5月14日付け中防災第8号（別紙）をもって、中央防災会議会長（内閣総理大臣）安倍 晋三から、梅雨期及び台風期における防災態勢の強化についての指導要請を受けましたので、液化石油ガス販売事業者及び保安機関（以下「事業者等」という。）に対し、所要の対応を要請することとしました。

つきましては、貴傘下の各事業者等に対して、別紙を踏まえた下記の対応をすることを要請するようお願いいたします。

記

1. 豪雨などの風水害に起因した供給設備等の破損による液化石油ガスの漏えい及び高潮、河川の氾濫、土砂災害、竜巻等突風等のおそれのある地域にあっては、充填容器等の設置場所及び充填所等における容器等流出に十分留意するとともに、破損・転倒等が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すこと。特に、東日本大震災の被災地においては、避難者や仮設住宅の入居者の安全確保を図ること。その際、必要に応じて他の事業者等と協力体制を適切に構築すること。
2. 高潮、河川の氾濫、土砂災害、竜巻等突風等による被害が予想される箇所に設置されている供給設備等の巡視・点検の徹底、災害等に係る被害に関する情報の収集・伝達及び当該被害が予想される箇所の警戒体制の充実を図ること。特に、東日本大震災の被災地においては、避難者や仮設住宅の入居者の安全確保を図ること。  
また、巡視・点検に際して、作業員の安全にも留意し、大雨や台風の際には二次災害が発生しないよう注意すること。

3. その他別紙の「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」を踏まえ、適切な対策を講じること。



中 防 災 第 8 号

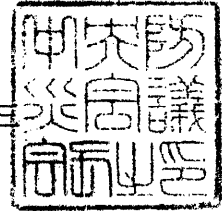
平成 25 年 5 月 14 日

経済産業大臣 殿

中央防災会議会長

(内閣総理大臣)

安倍 晋 三



### 梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力を頂いているところである。梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、土砂崩れ、高潮、竜巻等突風等により多数の人的被害及び住家被害が発生している。

梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

その際、台風や大雨の際の外出時に死亡事故が多発していること、土砂崩れ等において避難が遅れて命を落とす高齢者がいたこと、避難所に向かう途中で被災する者がいたこと、都市部の河川の増水において逃げ遅れた者がいたこと等、近年における被害状況の多様化や、避難勧告等の発令はもとより、災害情報の適切な伝達等が行われないと安全かつ適切な避難行動に結びつきにくいことを踏まえ、被災者の目線に立ち「何ができていれば犠牲が避けられたのか」という視点から、風水害の危険性及び早期避難の重要性についての平時からの国民への周知、早期避難のための避難態勢の徹底等、きめ細やかな取組の充実を図られたい。

また、東日本大震災の被災地においては、仮設住宅の入居者等の安全確保を図るとともに、河川管理施設等のインフラの被災状況や災害廃棄物の集積状況を踏まえ、危険箇所の点検、情報伝達対策、災害応急対策等に万全を尽くすとともに、関係機関に対する指導方よろしく願います。

#### 記

1. 近年における台風や局地的大雨等の災害の状況に鑑み、河川の氾濫、内水氾濫、土砂崩れ、高潮、竜巻等突風等による災害の発生を未然に防止するよう、防災事務に従事する者の安全確保に留意した上で、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すること。

##### ①危険箇所等の巡視・点検の徹底

河川等の氾濫、土砂崩れ等災害発生のおそれのある危険箇所の巡視・点検の徹底を図るとともに、地形、地質、土地利用状況、災害履歴及び最近の降雨状況を勘案し、従来危険性を把握していなかった区域も併せて再度安全性を点検するなど、適切な

措置を講じること。

②河川管理施設等の管理の強化

河川管理者等は、災害発生に備え、河川管理施設等について、点検及び必要な箇所に対する補修等の措置を講じるとともに、施設の操作人員の配置計画、連絡体制、操作規則等の確認をするなど、管理の強化を図ること。

③災害発生のおそれのある箇所等の周知徹底

住民等が災害から身を守るための安全確保行動に資するため、浸水想定区域や内水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所を始めとする災害発生のおそれのある箇所等の情報について、ハザードマップの活用等を通じ、住民等への周知徹底を図ること。

④防災気象情報の収集及び市町村・住民等の判断に資するような伝達の徹底

降雨時の気象状況、気象警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報等の防災気象情報の収集・伝達を徹底すること。伝達に当たっては、市町村の避難勧告等の発令の判断や住民等の各主体の安全確保行動の判断に活用しやすいよう、市町村及び住民等の立場に立った情報提供を行うこと。

⑤警戒避難態勢の強化

市町村と、都道府県、気象台、河川事務所等の関係機関相互の連絡体制を平素から整備し、避難勧告の発令時等に、関係機関が緊密に連携することで、警戒避難態勢の強化が図られるよう準備に万全を期すこと。

⑥地下空間の浸水対策等の強化

地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、利用者に対して事前の周知を図り、浸水対策及び避難誘導等安全体制の強化に万全を期すること。洪水が発生し、又は洪水が発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確な情報の伝達、利用者等の避難のための措置等を講じること。

⑦水辺利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発

大雨後の河川増水時には、河川管理者等と連携し、河川等の水辺利用者に対して情報を提供し、安全な場所へ避難するよう注意を促すなど、適切に対応すること。また、水難事故防止についての自助意識を啓発すること。

なお、住民等の安全確保には災害発生時の情報伝達が重要であることに鑑み、情報伝達体制の充実を図るため、マスメディアとの連携を始め、防災行政無線・広報車・インターネット・携帯電話等を活用した多様な伝達手段を整備・点検し、確実な災害情報の提供を進めること。

2. 地域における社会構造の変化、住民の居住状況、自然条件や地形等といった、それぞれの地域の持つ特性に配慮し、市町村の避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの作成又は見直し、聴覚障害者等の情報が伝わりにくい災害時要援護者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるような措置を促す等適切な取組を推進すること。また、災害時要援護者名簿の作成及び災害時要援護者情報の共有、福祉避難所の指定等を推進し、適切な防災対策の推進に努めること。

3. 災害復旧事業施行中の箇所については、再度の災害発生及び復旧作業中の事故等を未然に防止するため、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行う等、適切な措置を講じること。

4. 災害が発生した場合には、迅速かつ的確な災害応急対策及び災害復旧を講じるよう格段の配慮を行うこと。

以上